

青梅市と西武信用金庫の地方創生に関する  
包括連携協定書

令和 5 (2023) 年 7 月 10 日

## 青梅市と西武信用金庫の地方創生に関する包括連携協定書

青梅市（以下「甲」という。）と西武信用金庫（以下「乙」という。）は、青梅市の地域社会発展の活性化に向けて、相互に連携・協力するものとし、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、甲および乙が相互に連携・協力することにより、青梅市の産業振興および地域の活性化を図ることを目的とする。

### （連携・協力事項）

第2条 甲および乙は、前条の目的を達成するため、次の各号に定める事項について連携・協力するものとする。

- (1) 青梅市の地域の活性化と産業の振興に関する事項
- (2) その他公益に関する事項

2 前項に規定する事項の具体的な連携・協力の内容については、その都度甲および乙が協議し、定めるものとする。

### （協定内容の変更）

第3条 甲および乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、甲乙協議の上、必要な変更を行うことができるものとする。

### （有効期間）

第4条 この協定の有効期間は、この協定を締結した日から1年間とする。ただし、有効期間満了の1か月前までに甲および乙のいずれからも特段の意思表示がない場合は、この協定は1年間延長されるものとし、その後も同様とする。

### （反社会的勢力への対応に関する特則）

第5条 甲および乙は、反社会的勢力（暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団または個人などを含む。）と関係を持たないことを約する。

2 甲および乙は、相手方に対して、次の各号のいずれかに該当する行為を行ってはならない。

- (1) 脅迫的、暴力的または法的な責任を超えた要求

(2) 風説を流布し、偽計を用い、または威力を用いた信用毀損または業務妨害

(3) その他前各号に類似する行為

3 甲および乙は、相手方が第1項の規定に反すると合理的に認められる場合または相手方が前項各号のいずれかの行為を行った場合には、当該相手方に対して何ら通知をすることなくただちに本協定を解除することができる。

(守秘義務)

第6条 甲および乙は、本協定にもとづく事業において知り得た秘密事項を、本協定の有効期間中および有効期間終了後を問わず第三者に開示もしくは漏洩せず、または本協定の目的外に利用してはならない。ただし、事前に書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(その他)

第7条 この協定に定めのない事項またはこの協定の条項に疑義のある場合は、甲および乙は誠実に協議し、誠意をもってこれを処理する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和5年7月10日

(甲) 青梅市  
代表者 青梅市長 浜中 啓一

(乙) 東京都中野区中野2丁目29番10号  
西武信用金庫  
理事長 高橋 一朗